

弁護士会照会って どんな場面で使えるの？



消費者事件における弁護士会照会事例

調査室嘱託 梶原 秀史 Hidefumi Kajiwara (66期)

本号では、消費者事件に関連する照会事例を紹介します。文中の【番号】は、会員サービスサイトの事例一覧の番号ですので、参考にしてください。

1 類似事件の調査

(1) 苦情や相談の有無及び内容【193】

国民生活センターでは、全国各地にある消費生活センターに寄せられた消費者事件に関する苦情や相談の収集・管理を行っています。相手方の不当な勧誘等による多数の被害が発生していることを立証するため、国民生活センターを照会先として、相手方に関する苦情や相談の有無や内容を照会することができます。なお、国民生活センターは、当該年度と過去10年度分の期間における相談件数のデータを有しており、1回の照会で最大50件分のみ回答する運用となっていますので、照会対象期間に50件以上の苦情や相談がある場合には、回答されなかった期間について別途照会申出をする必要があります。

また、国民生活センターでは、法人に関する情報しか集約していないことから、法人の担当者など個人に関する苦情や相談の内容については、消費生活センターに照会する必要があります。

(2) 同一業者に対する訴訟の有無等【44】

他の被害者による相手方に対する訴訟が提起されているといった情報がある場合、相手方の同様の手口による被害者が依頼者以外にも存在することを明らかにするため、管轄の裁判所を照会先として、相手方を被告とする民事訴訟の受理年月日、事件番号、事件名、係属部等の情報を照会することができます。

2 相手方の特定

(1) 携帯電話の契約者情報【141】～【143】

「こんな照会事例もあります③～相手方の所在調査～（NIBEN Frontier2021年12月号掲載）」の「1.携帯電話会社に対する照会」をご参照ください。

(2) 口座名義人の住所等【155】

相手方が振込先として指定した金融機関の口座がある場合、同口座の金融機関を照会先として、口座名義人の氏名や住所等を照会することができます。

照会先の金融機関によっては口座名義人の同意がないとして回答拒否される例もありますが、照会理由において同口座がすでに凍結されている等として照会の必要性・相当性があることを具体的に記載すると照会先からの回答が得られやすくなる傾向があります。

3 先物取引について

(1) 取引内容【178】

消費者事件の内容が商品先物取引である場合、相手方が向玉（委託の売買注文に対応して自己玉を建てること）など不当な取引を行っている可能性があります。このような場合には、東京商品取引所を照会先として、相手方による商品先物取引の取引履歴に関する情報を照会することができます。

(2) 外務員登録の有無・内容【180】

商品先物取引の仲介など外務員として業務を行うためには、日本商品先物取引協会に外務員として登録する必要がありますが、相手方が無登録で商品先物取引の仲介等を行っていることがあります。このような場合には、日本商品先物取引協会を照会先として、相手方の外務員登録情報を照会することができます。

